

# 米国ドル建 リタイアメント・インカム

米国ドル建年金支払型特殊養老保険〔無配当〕



老後資金と死亡保障  
を米国ドルで準備  
できます。

自分でつくる年金で  
理想の未来を築く。



ご注意  
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに  
**ご負担いただく費用**があります。

詳しくは14～16ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場  
の変動リスク等やご契約にかか  
る費用について、動画でもご確  
認いただけます。



# こつこつ積み立てて未来を育てる。 短期間の支払いで未来に大きな安心を託す。 未来のあなたに、今できることから。

100年といわれる人生のなかでは、リタイアはほんのひと区切り。  
リタイア後の人生をアクティブに生きるために、未来に先手を打っておきましょう。  
毎月の払込みでこつこつ備える全期払でも、  
5年間の払込みの後に積立金を運用する短期払でも、  
今のあなたに最適な方法で未来のあなたに夢を、安心を届けることができる。  
ジブラルタ生命の「米国ドル建リタイアメント・インカム」です。

退職後も毎月収入を得て  
快適な暮らしを楽しみたい



海外や温泉など  
のんびり旅行がしたい



あなたの夢や  
人生設計を  
お聞かせください。

自分の好きなことを  
仕事にして  
独立開業してみたい

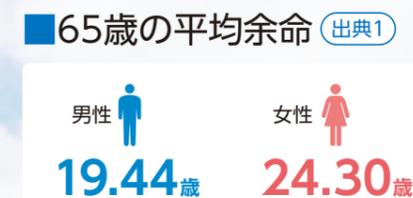
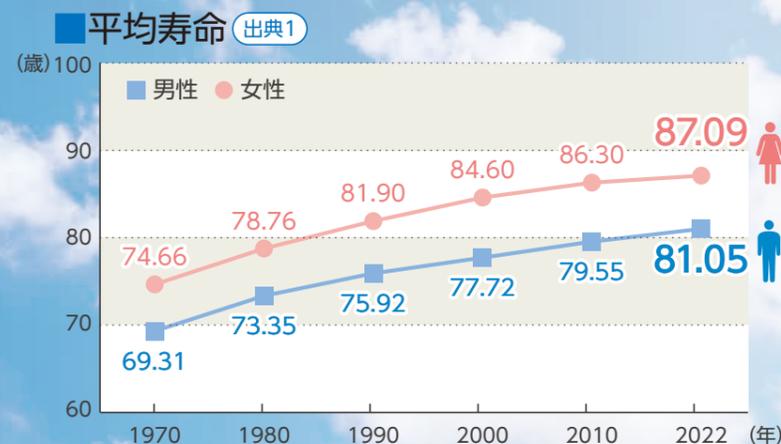


ライフプランは  
漠然としているが  
備えが必要とは感じている



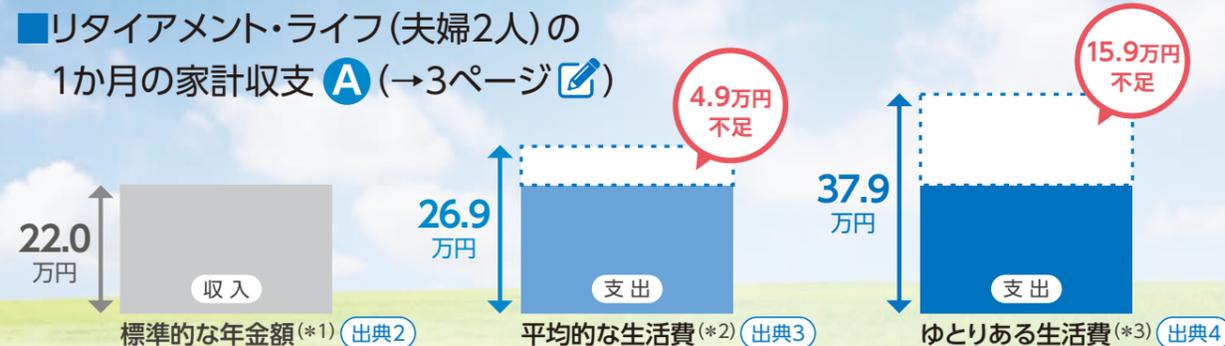
人生100年時代と言われる現在、  
自分らしいリタイアメント・ライフを送るための  
備えはできていますか？

平均寿命の延びに伴って、  
リタイアメント・ライフは長くなっています。



リタイア後も  
まだまだ人生は続きます

どのようなリタイアメント・ライフを送りたいかによって、  
自助努力で準備すべき金額は異なってきます。



おひとり残されたときの生活費も備えておくと安心です。

- 出典1 厚生労働省「令和4年簡易生命表の概況」
  - 出典2 厚生労働省「令和4年度の年金額改定について」
  - 出典3 総務省統計局「2022年(令和4年) 家計調査報告(家計収支編)」をもとにジブラルタ生命で作成
  - 出典4 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」
- (\*1) 令和4年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例  
夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額(厚生年金)  
※平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準  
(\*2) 65歳以上の夫婦のみの無職世帯の平均支出額  
(\*3) 夫婦2人で暮らしていく上で必要と考えるゆとりある老後生活費の平均額

自分らしいリタイアメント・ライフを送るために、  
まずはご自身が準備できている資金を知っておきましょう。

# リタイアメント・ライフの主な収入源の1つである老齢年金。 将来いくら受取れるか、ご存知ですか？

老齢年金は、公的年金制度の加入者であった方の老後の保障として、原則65歳から給付を受けられます。  
①20歳以上の人すべてが加入する国民年金、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、「2階建て」と呼ばれる構造になっています。任意でiDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に加入して、さらに上乗せの給付を受けることもできます。

## 年金制度のしくみ 出典1



※受給要件や年金額の詳細は、日本年金機構のホームページ等をご確認ください。→  
※2024年2月現在の公的年金制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

## 「公的年金シミュレーター」を使って将来受取れる年金額を試算してみましょう。

### <ねんきん定期便がお手元にある場合>

ねんきん定期便の二次元コードから読み込むとスムーズに入力できます。

### <ねんきん定期便がお手元にない場合>

右の二次元コードから読み込んで入力してください。

**B** あなたの年金  
見込み受給額

万円/年

※試算のための金額等は  
お客さまご自身でご記入  
ください。

※公的年金シミュレーターの使い方等の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。→  
※公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。  
より正確な年金見込み額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。

## 自助努力で準備すべき金額を計算してみましょう。

老後の生活費 - 年金受給額 = 不足する金額



※試算のための金額等はお客さまご自身でご記入ください。

**出典1** 厚生労働省「2023年10月 年金制度基礎資料集」をもとにジブラルタ生命で作成

**出典2** (公財) 国際通貨研究所「国際通貨研レポート 2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図：世界の外国為替市場の上位39通貨による取引額内訳とシェア(2022年)」

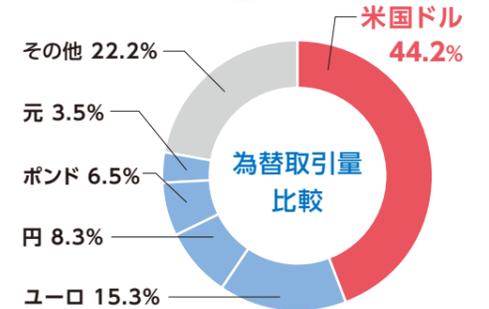
**出典3** Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

# なぜ 米国ドルなのか？



## 米国ドルは取引高No.1 出典2

外国為替市場における取引高が多いとなぜ良いのか。  
たとえば、海外で買い物をしたり、諸外国と会社間で取引を行うとします。  
流通量が一番多い米国ドルなら決済に困ることはありませんが、  
他の通貨だとそうはいきません。



## 資産を増やすポイントは金利の高さと時間の長さ 出典3

### <米国と日本の10年国債利回り推移>

お金を増やすために大切なこと。それは「金利」と「時間」を味方につけることです。  
円よりも金利が高い米国ドルは、長期の資産運用に適した通貨といえるでしょう。



### <米国ドルの為替レートの推移>

為替相場は常に変動していますが、ご加入時やお払込み時の為替レートに関わらず、通貨交換のタイミングを分散させることで為替リスクの軽減が期待できます。



※上記は1993年1月～2024年1月の月初(1日)の利回り・為替レートをもとに作成しています。  
※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回り・為替相場を保証または示唆するものではありません。

## 円以外の通貨を持つということ

食料やエネルギーなど、私たちの暮らしに必要なモノの多くは輸入に頼っています。世界情勢が不安定さを増す昨今では、「円高」「円安」の判断も困難になりつつあります。  
これからの未来を為替変動に左右されないために、資産の一部を外貨で持つことを考えてみてはいかがでしょうか。

### 1米国ドル = 100円を基準とした場合 (為替交換手数料含まず)

1米国ドル=130円になると 130円出さないと 1米国ドルに交換できない (米国ドルの価値が上がった)	1米国ドル=100円 100円は 1米国ドルの価値	1米国ドル=70円になると 70円で 1米国ドルに交換できる (円の価値が上がった)
---	---------------------------------	---

両方の通貨を持つことでリスクを分散

## リタイア後の準備ができる 米国ドル建リタイアメント・インカムをご紹介します。

必須な備え②  
商品の特徴  
商品のしくみ  
お取組のしくみ  
契約の自由度①  
税務取扱いのしくみ  
「注意」いただきたい事項  
よくいただく質問

# 死亡保障とリタイア後の準備を兼ね備えた「米国ドル建」の保険です。

特徴 1

## この保険は、「米国ドル」による資産形成が可能です。

※ この保険には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。

特徴 2

## 将来、年金もしくは満期保険金をお受取りいただけます。

年金受取期間は、ご契約時に「20年」または「40年」の確定年金をお選びいただけます。  
ご契約時に選択した年金の年金額はご契約時の予定利率等で計算され、米国ドル建の年金額が確定します。  
また、年金にかえて満期保険金のお受取りに変更することも可能です。  
※ 年金開始年齢によっては選択できる年金受取期間が「20年」の確定年金のみの場合があります。  
※ 「円」で年金をお受取りになる場合、米国ドル建の年金額とは異なります。

ニーズに合わせて  
受取方法が選べます。

- 一括で受取る  
満期保険金
- ご契約時に  
選択した  
確定年金
- 受取時に変更する(\*)  
確定年金 または 終身年金

(\*) ご契約時に選択した年金種類を変更する場合は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加します。

▶ 詳しくは9・10ページをご覧ください。

特徴 3

## 満期のタイミングで一生涯の保険に変更して保障を継続することも可能です。

▶ 詳しくは9・10ページをご覧ください。

特徴 4

## 死亡・高度障害状態に対する保障があります。

万一、年金開始前に死亡もしくは高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます。

📄 最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

📄 このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

特徴 5

## 特約を付加することで「円」で年金・保険金をお受取りいただけます。

ジブラルタ生命所定の為替レートにより「米国ドル」を「円」に換算した金額で、年金・保険金・解約返戻金等のお受取り、貸付金のお受取りやご返済が可能です。  
※ 円換算支払特約、円換算貸付特約を付加します。

▶ 詳しくは17ページの【Q2】をご覧ください。

特徴 6

## 保険料払込期間は2つのタイプからお選びいただけます。

全期払  
タイプ

- ・保険料を死亡保障期間と同じ期間でお払込みいただく方法です。
- ・満期保険金が同額の短期払タイプに比べて、1回あたりの払込保険料は少なくなりますが、払込保険料の総額は多くなります。
- ・満期まで時間をかけて保険料をお払込みいただけます。

短期払  
タイプ

- ・保険料を死亡保障期間よりも短い期間(5年)でお払込みいただく方法です。
- ・満期保険金が同額の全期払タイプに比べて、1回あたりの払込保険料は多くなりますが、払込保険料の総額は少なくなります。
- ・短期間で保険料のお払込みを終えて、積立金を長期間運用して資産形成することができます。

▶ 詳しくは7・8ページをご覧ください。

身体障害状態に  
なった場合

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除になります。

さらに

疾病障害による保険料払込免除特約を付加されれば、疾病により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。  
※ この特約の付加には別途保険料が必要です。

保障は継続します



ご注意ください

この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。  
この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。  
したがって、年金受取総額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

▶ 詳しくは14～16ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

# 商品のしくみ

## 全期払タイプ

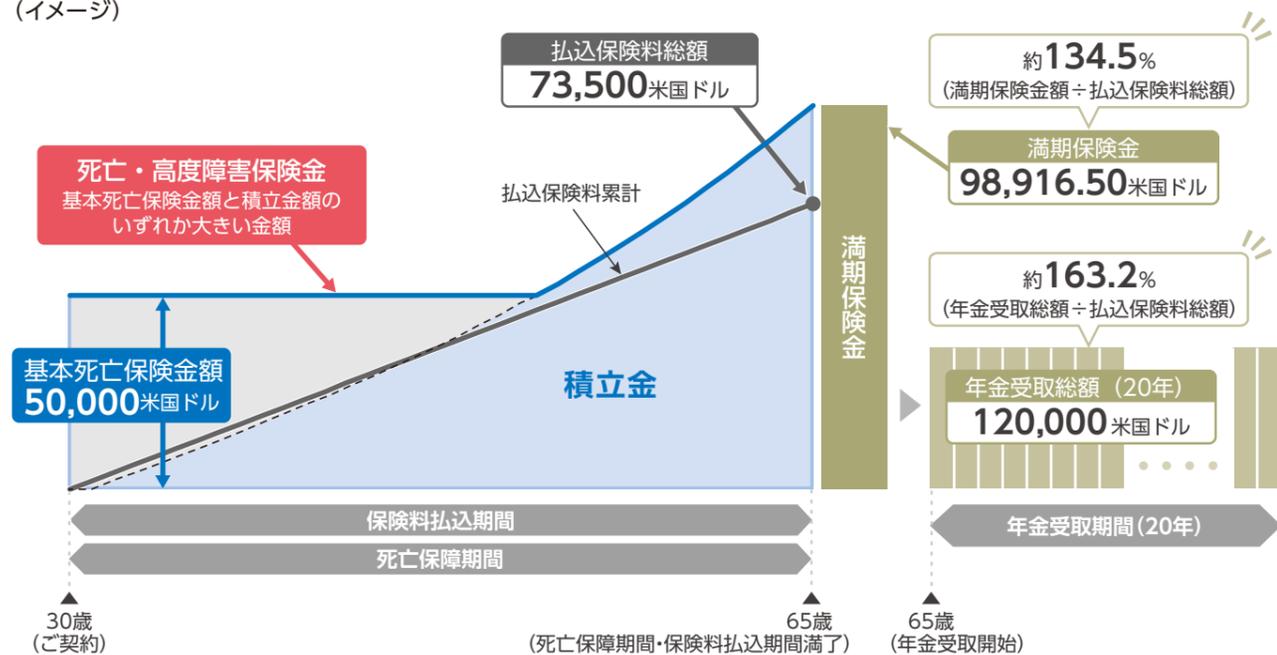


まだ大きな死亡保障は必要ないが、将来の年金に不安を感じている。地道に資産形成したい。

Aさん

- ご契約例
- 契約年齢(被保険者): 30歳(女性)
  - 保険料払込期間: 65歳まで
  - 年金開始年齢: 65歳
  - 年金月額: 500米国ドル(年金額: 6,000米国ドル)
  - 年金種類: 20年確定年金
  - 基本死亡保険金額: 50,000米国ドル(年金月額500米国ドル×100)
  - 満期保険金: 98,916.50米国ドル
  - 月払保険料(口座振替扱): 175.00米国ドル(1米国ドル=100円と仮定した場合の円換算保険料: 17,500円)

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、いずれかのお受取りになります。  
 ※契約年齢・保険料払込期間等によっては、一定期間、払込保険料累計が死亡・高度障害保険金額を上回る場合があります。

### ■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表(上記ご契約例の場合)

経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金 米国ドル	A. 払込保険料累計 米国ドル	B. 解約返戻金 米国ドル	解約返戻率 約(B÷A) %
30歳 ご契約	1年	50,000.00	2,100.00	0.00	0.0
	10年	50,000.00	21,000.00	18,675.00	88.9
	20年	50,000.00	42,000.00	43,779.00	104.2
	25年	59,509.50	52,500.00	59,509.50	113.3
	30年	77,759.50	63,000.00	77,759.50	123.4
	35年	98,916.50	73,500.00	98,916.50	134.5
保険料 払込満了	65歳				

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。  
 ※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。  
 ※最終年度の解約返戻金は、満期保険金額を表示しています。  
 ※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

この保険(全期払タイプ・短期払タイプ)の保険料は、ご契約時における予定利率およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算しています。

予定利率 年金開始前:年3.00%、年金開始後:年2.25%(2024年3月1日現在)

予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。

なお、この保険に適用される予定利率はいわゆる利回りとは異なります。

## 短期払タイプ

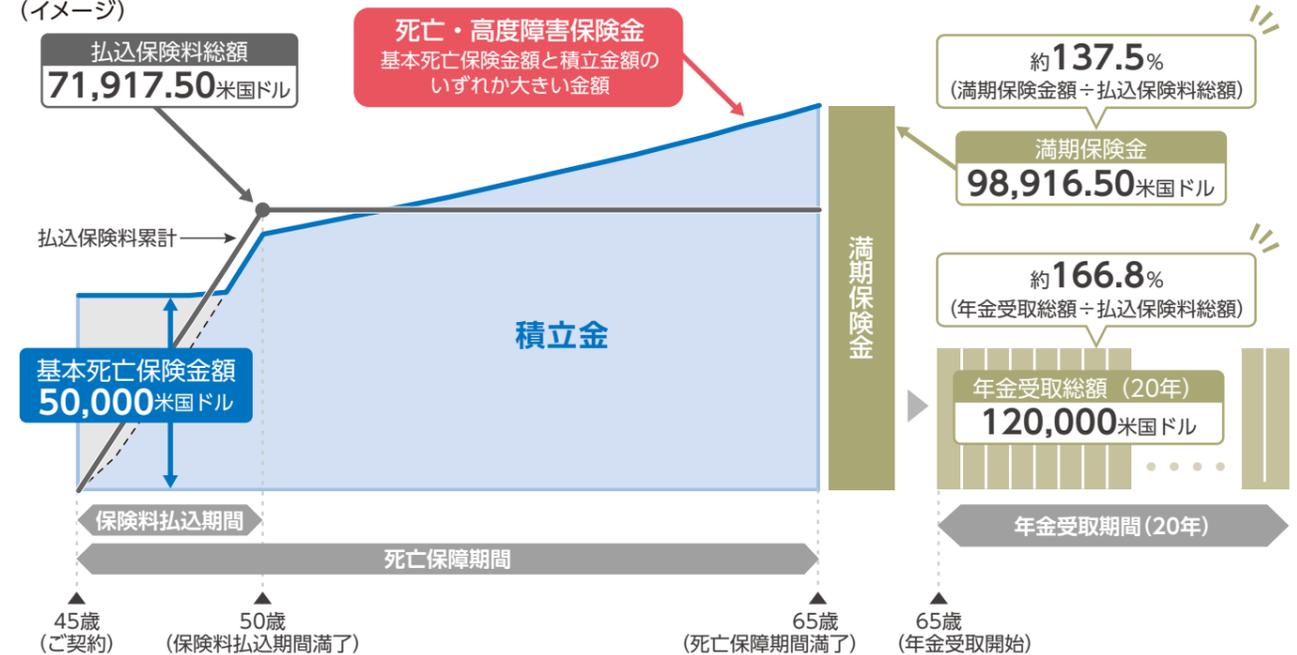


必要な死亡保障は準備できている。収入が安定しているうちに短期間で老後準備をしておきたい。

Bさん

- ご契約例
- 契約年齢(被保険者): 45歳(男性)
  - 保険料払込期間: 5年
  - 年金開始年齢: 65歳
  - 年金月額: 500米国ドル(年金額: 6,000米国ドル)
  - 年金種類: 20年確定年金
  - 基本死亡保険金額: 50,000米国ドル(年金月額500米国ドル×100)
  - 満期保険金: 98,916.50米国ドル
  - 年払保険料(口座振替扱): 14,383.50米国ドル(1米国ドル=100円と仮定した場合の円換算保険料: 1,438,350円)

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、いずれかのお受取りになります。  
 ※契約年齢・保険料払込期間等によっては、一定期間、払込保険料累計が死亡・高度障害保険金額を上回る場合があります。

### ■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表(上記ご契約例の場合)

経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金 米国ドル	A. 払込保険料累計 米国ドル	B. 解約返戻金 米国ドル	解約返戻率 約(B÷A) %
45歳 ご契約	1年	50,000.00	14,383.50	8,589.50	59.7
	3年	50,000.00	43,150.50	36,406.00	84.3
	5年	65,890.50	71,917.50	65,890.50	91.6
保険料 払込満了	10年	75,318.00	71,917.50	75,318.00	104.7
	15年	86,247.00	71,917.50	86,247.00	119.9
	20年	98,916.50	71,917.50	98,916.50	137.5

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。  
 ※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。  
 ※最終年度の解約返戻金は、満期保険金額を表示しています。  
 ※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

必要な備えとして

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りのこと

契約の目的性

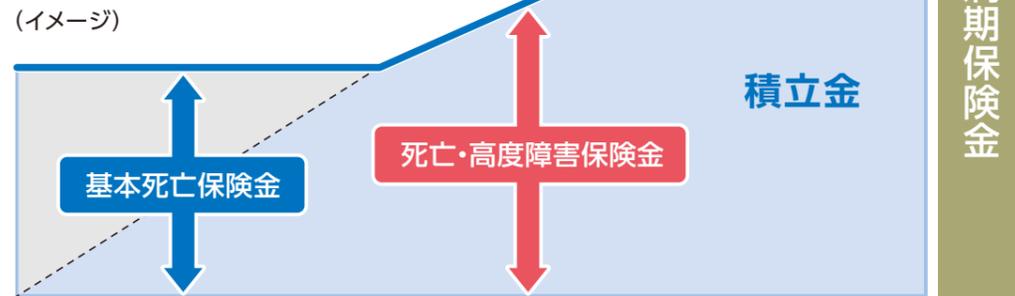
契約後の取扱

注意すべき事項

よくいただく質問

# お受取りについて

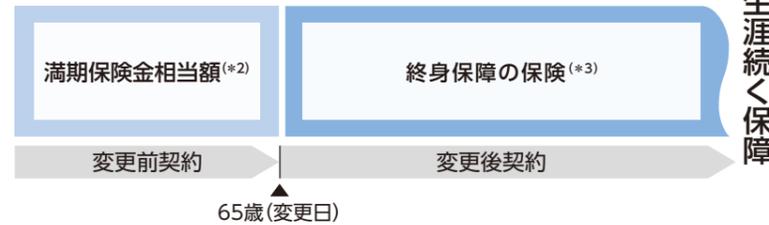
死亡保障期間が満了した後は  
ライフプランに合わせて  
**4通り**からお選びいただけます。



一生涯の保険へ変更する

**4** ジブラルタ生命所定の取扱いにもとづき、診査や告知なしで  
終身保障の保険へ変更して保障を継続する

●7ページの「ご契約例」の場合



(\*2) 変更前契約の満期保険金相当額の全部または一部を変更後契約の積立金に充当します。

(\*3) お取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点におけるジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

一括で受取る

**1** 満期保険金として一括で受取る

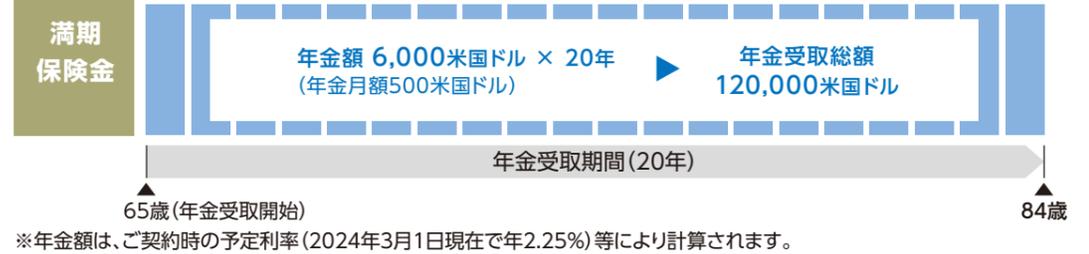
●7ページの「ご契約例」の場合

98,916.50米ドル

年金で受取る

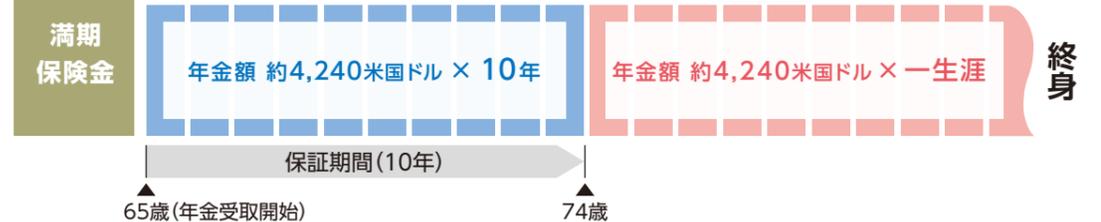
**2** ご契約時に選択した20年確定年金または40年確定年金で受取る

●20年確定年金の場合(7ページの「ご契約例」の場合)



**3** ご契約時に選択した確定年金以外の方法で受取る  
※保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。

●保証期間付終身年金(保証期間:10年)の場合(7ページの「ご契約例」の場合)



保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することで、  
保険金や解約返戻金の受取方法を変更することができます。

<選べる受取方法>

## 年金受取り

決まった期間 受取りたい	決まった金額を 受取りたい	生きている限りずっと 受取りたい	夫婦のどちらかが生きている限りずっと 受取りたい
確定年金(年金支払期間指定型)	確定年金(年金額指定型)	保証期間付終身年金	保証期間付夫婦連生終身年金
年金支払期間を指定	年金額を指定	保証期間	保証期間
指定した年金支払期間に応じた年金額をお受取りいただけます。	指定した年金額を一定期間お受取りいただけます。	年金受取人が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。	年金受取人またはその配偶者が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。
年金支払期間 5~70年(5年単位)	年金支払期間 5年以上1年単位 (指定した年金額に応じて定まります。)	保証期間 5年・10年・15年・20年	保証期間 5年・10年・15年・20年

## 据置受取り

必要になった時に 受取りたい
据置保険金等
すぐに受取らずにジブラルタ生命所定の利息をつけて据え置くことができます。
据置期間 10年または保険期間のいずれか短い期間

※年金額は、年金基金設定時の基礎率等により計算されます。

※保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(\*1)(2024年3月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。ご契約時に選択された20年または40年確定年金の年金月額、この費用を控除した後の金額となっています。

(\*1) 将来変更される可能性もあります。

※据置利息は、ジブラルタ生命所定の利率および計算方法により計算されます。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

# ご契約の自在性について

## 為替相場の状況等に対応することができます。

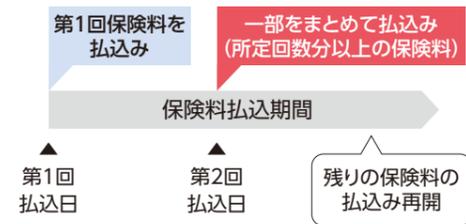
### ■保険料を前納することができます。

為替相場の状況等に応じて、将来の保険料をまとめてお支払いいただくことができます。保険料の前納をされる場合、ジブラルタ生命所定の利率で割り引いた金額をお支払いいただけます。

#### ●全期払タイプの場合

- 将来の保険料の全部または一部をお支払いいただけます。(ジブラルタ生命所定の回数分以上での取扱いとなります。)

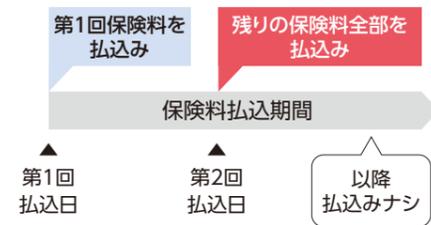
(全期払タイプで保険料の一部を前納した場合のイメージ)



#### ●短期払タイプの場合

- 保険料払込期間中の前納は、将来の保険料全部をお支払いいただけます。(一部のみの前納はできません。)
- ※なお、年払もしくは半年払の場合、ご希望により、保険料1回分を所定の払込期日より前に入金いただくことも可能です。
- また、年払の場合、第1回保険料のお支払いと同時に将来の保険料全部を円でお支払いいただくことができます。

(短期払タイプで保険料全部を前納した場合のイメージ)



### ■年金で受取る場合、受取通貨を選択できます。

ご希望により年金原資を **1** 「米国ドル」のままにしておくか、 **2** 「円」に換算するかをお選びいただけます。



※保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加いただけます。

▶ 「円換算支払特約」を活用します。詳しくは14ページをご覧ください。

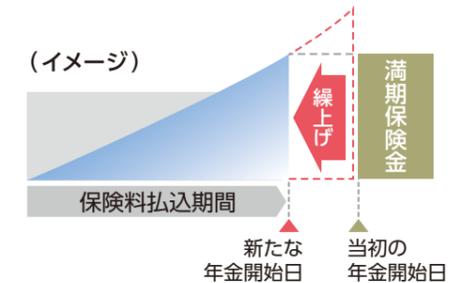
## ご契約後の環境変化に対応することができます。

### ■年金開始日前に限り、年金開始日を変更できます。

#### ●年金開始日の繰上げ

年金開始日を当初の日より早めることができます。

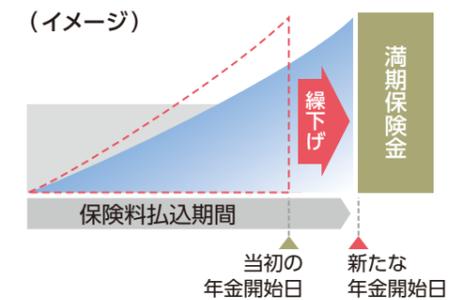
- 以下の条件を満たす必要があります。
  - ◇繰上げ後の年金開始日が契約日から5年以上経過していること。
  - ◇繰上げ時点の年金額が200米国ドル以上であること。
- 繰上げ後は、年金額・満期保険金額が変更されます。所定の年金額に満たなくなる場合には、繰上げできません。
- 新たな年金開始日における解約返戻金に基づき年金額・満期保険金額を計算しますので、一般的に年金額・満期保険金額は繰上げ前より少なくなります。



#### ●年金開始日の繰下げ

年金開始日を当初の日より遅くすることができます。

- 繰下げ後の年金開始年齢は、**45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳<sup>(\*)</sup>、80歳、85歳**からの選択となります。(契約年齢・年金開始年齢によってはお取扱いできない場合もあります。)
- (\*)募集代理店を介したご契約の場合のみ選択できます。
- 年金額・基本死亡保険金額・満期保険金額の変更はありません。
- 満期(保険料払込期間)の延長となるので、保険料は下がります。なお、短期払タイプで保険料払込期間満了後に繰下げを行ったときは、その後も保険料の払込みは不要です。
- 死亡保障期間が延長されるので告知が必要となります。健康状態等によってはお取扱いできないこともあります。
- 繰下げを行った場合は、繰下げ前の積立金と繰下げ後の積立金に差額がある場合は、その差額を一時金としてお支払いします。
- 払済保険に変更後は繰下げできません。



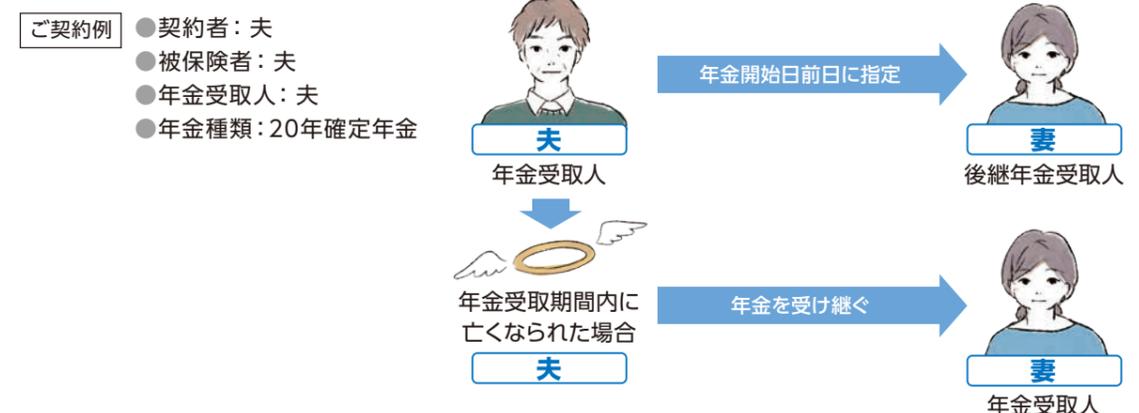
### ■ご契約時に選択した年金で受取る場合、後継年金受取人を指定できます。

年金受取開始日以後に年金受取人が亡くなられた場合に、その後の年金をお受取りいただく後継年金受取人を指定することができます。後継年金受取人を指定することで、遺したい方へ確実に年金を受け継ぐことができます。

※年金受取人が亡くなられた場合に、後継年金受取人は、年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。

※契約者が、年金開始日の前日に、被保険者の同意を得て後継年金受取人を指定する必要があります。

※後継年金受取人について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



- ご契約例
- 契約者：夫
  - 被保険者：夫
  - 年金受取人：夫
  - 年金種類：20年確定年金

必要な備えとして

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りのこと

ご契約の自在性について

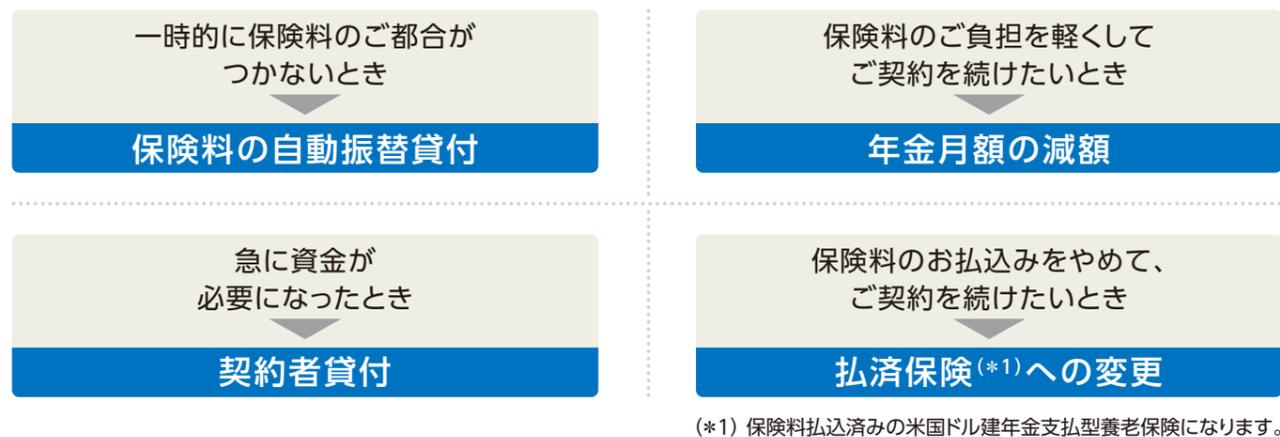
契約後の取扱い

注意いただきたい事項

よくいただく質問

# ご契約後の取扱いについて

こんなときにはこんな方法があります



## ■ 復旧のお取扱いもあります。

保険料のお払込みが困難になった場合等、事情があつて年金月額を減額または払済保険に変更した場合に、減額または払済保険に変更した日を含めて3年以内であれば、ジブラルタ生命の承諾を得て元の契約へ復旧することができます。  
※復旧する場合は、健康状態の告知や、減額または払済保険に変更した日から復旧までの保険料差額等、ジブラルタ生命所定の金額をお払込みいただきます。なお、健康状態等によりお取扱いできないこともあります。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

# 税務取扱いについて

保険料	一般生命保険料控除の対象となります。(疾病障害による保険料払込免除特約は、介護医療保険料控除の対象。)			
死亡保険金	契約者(保険料負担者)	契約例 被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
	本人	本人	配偶者	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+ 住民税
満期保険金	本人	配偶者	子	贈与税
	本人	本人	本人	所得税(一時所得)+ 住民税
年金	本人	本人	本人	贈与税
	本人	本人	配偶者	所得税(一時所得)+ 住民税
年金	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+ 住民税
	本人	本人	配偶者	年金受給権の評価額に対して贈与税 <sup>(※2)</sup> 所得税(雑所得)+ 住民税 <sup>(※3)</sup>

(※2) 年金の受取開始時に課税されます。(保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金受取の場合は取扱いが異なります。)  
(※3) 2年目以降の年金については所得税(雑所得)+住民税が課税されます。ただし、贈与税の課税対象となった部分に所得税等は課税されません。

必ずご一読ください

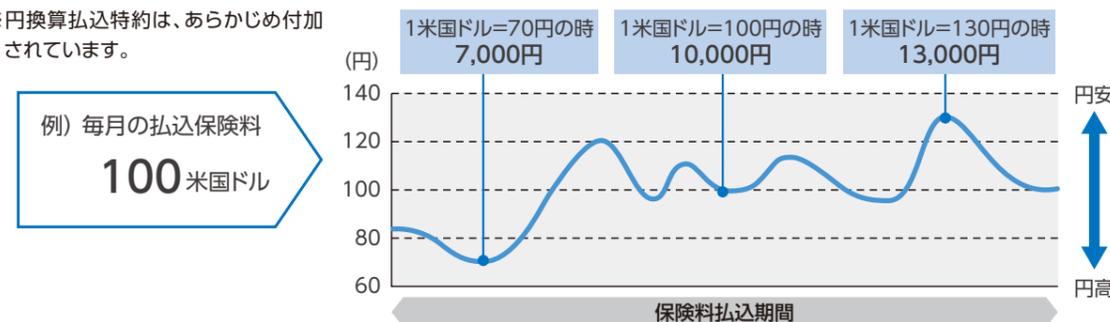
## 為替リスクについて(「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取総額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### 1 「円」でお払込みいただく保険料は、毎回変動(増減)します。

(円換算払込特約)  
※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

### 2 「円」で年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。

(円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000 米国ドル	円高	1米国ドル = 70円の時	7,000,000円
	円安	1米国ドル = 100円の時	10,000,000円
	円高	1米国ドル = 130円の時	13,000,000円

### 3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。

(円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

必要な備えとして  
商品の特長  
商品のしくみ  
お受取りのこと  
契約の自在性  
税務取扱いのこと  
注意いただきたい  
よくいただく質問

必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■ 保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■ 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円<sup>(\*)1</sup> / 1米ドル)が含まれています。

【円で年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円<sup>(\*)1</sup> / 1米ドル)が含まれています。

【米ドルで年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手

数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■ 年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%<sup>(\*)1</sup>を年金支払日の積立金から控除します。

なお、主契約の年金月額は費用控除後の金額となっています。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約により、保険金・解約返戻金を年金で受取る場合も含まれます。

■ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除<sup>(\*)2</sup>)をご負担いただきます。

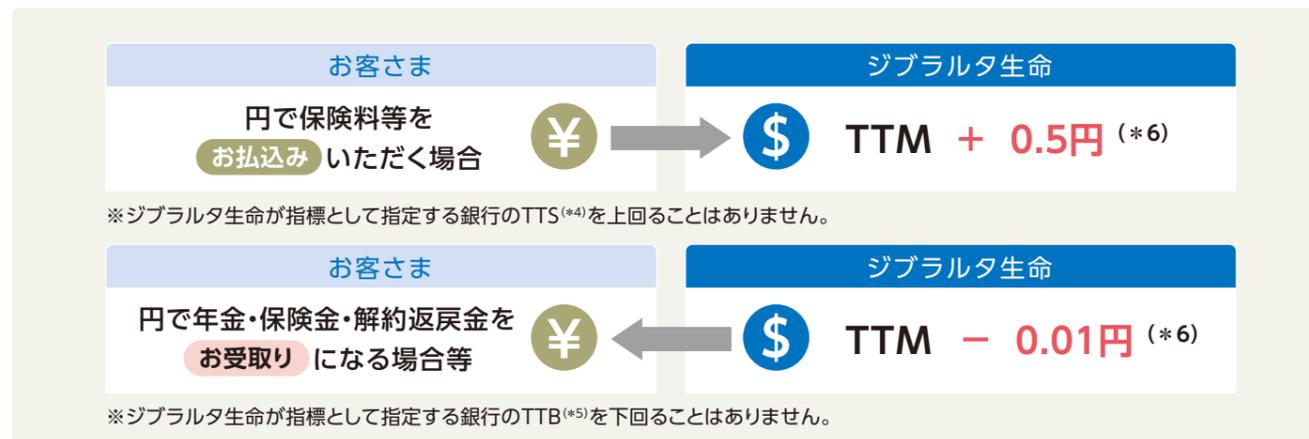
(\*)1 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

(\*)2 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法<回数>・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM<sup>(\*)3</sup>を基準としており、為替交換手数料が含まれます。

▶ 詳しくは17ページ【Q3】をご覧ください。



(\*)3 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)  
 (\*4) 一般的にお客さまが円を米ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)  
 (\*5) 一般的にお客さまが米ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)  
 (\*6) 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。  
 ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。  
 ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料	ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で年金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	死亡一時金		
	年金の一括支払		
	年金開始日の繰下げによる積立金差額の支払		
	リビング・ニーズ特約による保険金		
	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払		
3 円換算貸付特約	契約者貸付	借り入れ	所定の必要書類をジブラルタ生命の本社にて受理した日の前日
		返済	返済日の前日
	自動振替貸付の返済		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金原資が米ドル建の場合)		年金支払日の前日
年金		年金開始日の前日	
満期保険金		年金開始日の前日	

※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
<p><a href="https://www.gib-life.co.jp/">https://www.gib-life.co.jp/</a></p> <p>営業日ごとに、当日午前0時に公開します。</p>	<p>一般のお客さま</p> <p>ミナジブロック 通話料無料</p> <p><b>0120-37-2269</b></p> <p>募集代理店を通じてご加入されたお客さま</p> <p>ナンバージブロック 通話料無料</p> <p><b>0120-78-2269</b></p> <p>【受付時間】                  平日 ▶ 9:00~18:00                  土曜 ▶ 9:00~17:00                  (日・祝・12/31~1/3を除く)</p>

米ドルについて

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りのこと

契約の自在性

契約後の取扱い

注意いただきたい事項

よくいただく質問

# Q & A お客さまからよくいただくご質問です。

**Q1** 資産形成の手段として外貨を活用することには、どんなメリットがありますか？

**A1** 資産を増やすポイントは**金利の高さ**と**時間の長さ**、そして**通貨を分散させる**ことです。じょうずに資産をまもり、育てていくために、外貨を保有するメリットについて、動画でわかりやすく解説しています。

動画を見る



**Q2** 保険料の払込みや年金等の受取りを円でできますか？

**A2** はい、できます。それぞれ、下記の特約を付加いただけます。

- 円換算払込特約 … 保険料等をお払込みいただく際に、米国ドルを円に換算して、円でお払込みいただける特約です。
- 円換算支払特約 … 年金・保険金・解約返戻金等をお受取りいただく際に、米国ドルを円に換算して、円でお受取りいただける特約です。
- 円換算貸付特約 … 契約者貸付等をご利用の際に、米国ドルを円に換算して、円でお受取りまたは円でご返済いただける特約です。

**Q3** 「ジブラルタ生命所定の為替レート」とは何ですか？

**A3** この保険を円でお取扱いする場合に、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行の為替レートを基準に**為替交換手数料を含んで設定する為替レート**のことをいいます。円でお取扱いする際には**1米国ドルにつき0.5円**、円でお受取りになる際には**1米国ドルにつき0.01円**の手数料が発生します。

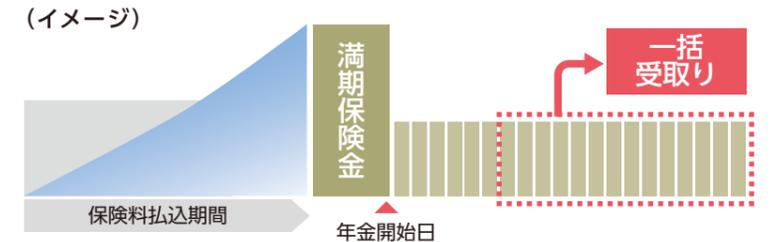
**Q4** 年金を分割して受取ることができますか？

**A4** はい。分割して受取ることができます。  
・ご契約時に設定した20年または40年確定年金の場合：年2回・年3回・年4回・年6回・年12回  
※1回の受取額が500米国ドル以上であることが必要です。  
・保険金等の支払方法の選択に関する特約により年金の種類を変更した場合：年2回・年12回  
※1回の受取額が、米国ドルの場合：500米国ドル以上、円の場合：2万円以上であることが必要です。

**Q5** 年金受取開始後に、年金受取りをやめて一括で受取ることはできますか？

**A5** はい。年金受取開始後でも一括で受取ることができます。

※これから受取る予定の年金を現備にてお支払いしますので、これから受取る予定の年金の総額よりも少なくなります。



**Q6** 「ご契約にかかる費用」として、受取年金額に対して1.0%を負担する旨の記載がありますが、何の費用ですか？

**A6** 年金を運用・お支払いしていくために必要な費用となります。  
※保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加した場合だけでなく、ご契約時に選択された20年または40年確定年金で受取る場合にもかかる費用であり、その年金月額はこの費用を控除した後の金額となっています。

**Q7** 保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加して年金種類を変更した場合、税務の取扱いはどうなりますか？

**A7** 契約者（保険料負担者）が年金受取人である場合、満期保険金額に対して**所得税（一時所得）+住民税**が課税されます。その後の年金については**所得税（雑所得）+住民税**が課税されます。ただし、所得税（一時所得）等の課税対象となった満期保険金部分に関しては、**所得税（雑所得）等は課税されません**。  
※ご契約形態によっては税務取扱いが異なります。

**Q8** 後継年金受取人が年金を受取る場合の税務の取扱いはどうなりますか？

**A8** 年金受取人が年金受取開始後、年金受取期間中に死亡し、後継年金受取人が年金を受取る場合、この契約の**年金受給権に対して相続税**が課税されます。ただし、年金受給権は死亡保険金の非課税枠の適用はありません。その後、**後継年金受取人が受取る年金については所得税（雑所得）+住民税**が課税されます。ただし、**相続税の課税対象となった部分に所得税等は課税されません**。  
※ご契約形態によっては税務取扱いが異なります。



## 📖 死亡保険金即日支払サービスについて ▶ 5ページ

このサービスでお受けりいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円<sup>(※1)</sup><sup>(※2)</sup>を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受けりいただけない場合もあります。

(※1) 受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

(※2) TTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額の上限となります。

## お取扱いについて

### ■ 契約年齢範囲・死亡保障期間

契約年齢範囲 (被保険者)	選択可能な死亡保障期間(年金開始年齢)									
	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
0~30歳	●	●	●	●	●	●	●	□	□	□
31~35歳		●	●	●	●	●	●	□	□	□
36~40歳			●	●	●	●	●	□	□	□
41~45歳				●	●	●	●	□	□	□
46~50歳					●	●	●	□	□	□
51~55歳						●	●	□	□	□
56~59歳							●	□	□	□
60歳								●	●	□
61~64歳									●	●
65歳									●	●
66~70歳										●

※募集代理店を介したご契約の場合のみ、□のご契約を取扱います。

### ■ 保険料払込期間

**全期払タイプ** 死亡保障期間と同じ

**短期払タイプ** 5年

### ■ ご契約時に選択できる年金種類

20年確定年金または40年確定年金

※年金開始年齢が75歳・80歳・85歳の場合、40年確定年金は選択できません。

### ■ 保険料払込方法<回数>

月払・半年払・年払

### ■ 最低年金月額

200米国ドル(取扱単位10米国ドル)

### ■ 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
  - ・指定代理請求特約
  - ・疾病障害による保険料払込免除特約
  - ・保険金等の支払方法の選択に関する特約<sup>(※3)</sup>
- (※3) ご契約時に付加することはできません。

### ■ 高額割引制度について

ご契約の年金月額が500米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

### ■ その他

- ・当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- ・この保険は、延長定期保険への変更のお取扱いはできません。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。お申込み経路によっては法人契約のお取扱いもあります。

※お申込み経路によってお取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

### 生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



## ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて  
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。